

## G-1施設の月齢区分方法

### ○ 解体処理時

- 1 30か月齢未満の牛から処理をする。
- 2 ノッキングペン引き込み時には、30か月齢未満と以上が混在して処理されないよう確認する。
- 3 背中のと畜番号、と畜番号札、月齢区分の印が正しいことを確認し、札付けをする。
- 4 30か月齢未満から以上の処理に入るときは、頭の処理作業者に口頭で伝達する。
- 5 30か月齢以上の中および後に処理される30か月齢未満の牛の頭部は30か月齢以上として扱い、外側咬筋以外は取らない。
- 6 30か月齢以上の牛の頭部については、外側咬筋のみを採取し、検査員の確認を受けた後、頭部をSRMとして直ちに廃棄する。
- 7 30か月齢以上の牛の頭肉、舌、内臓については月齢区分札を表示して保管する。



13

## G-1施設の月齢区分方法

### ○ 頭処理

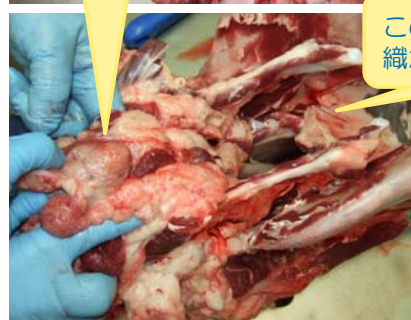
30か月齢未満の可食部位除去後の頭部



30か月齢未満の頭部の可食部位  
舌、内・外側咬筋、こめかみ



口蓋扁桃



この付近にも扁桃組織が存在している。

全ての扁桃組織を除去するのは困難であるため、可食部位除去後の頭部はSRMとして扱う。



14

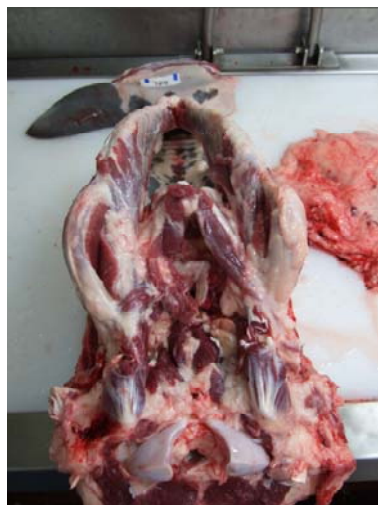
## G-1施設の月齢区分方法

### ○ 頭処理

30か月齢以上の可食部位除去後の頭部



30か月齢以上の頭部の可食部位  
舌、外側咬筋



可食部位除去後の頭部はSRMとなる。



15

## G-1施設の月齢区分方法



30か月齢以上の枝肉につけられたと畜番号札。  
番号の脇に青いラインが入られている。



16